

神戸市環境局のお知らせ

指定袋の臨時的措置 の期間を9月30日 まで延長します

現在も複数の地域で家庭ごみ指定袋の品切れが認められる状況であるため、当初「2026年6月30日まで」としていた臨時的措置の期間を「2026年9月30日まで」延長します。

この臨時的措置は、家庭ごみの指定袋が購入できない場合に限り、家庭ごみの指定袋以外の袋での排出を可能とするものです。

詳しくは裏面をご確認ください ▶



<収集する袋>

15L から 45L の大きさで
透明または半透明（袋越しに
中身の文字が見える程度）の袋
※上記の条件を満たしていれば、
スーパーやコンビニのレジ袋も可

<収集しない袋>

中身が見えない袋、破れやすい袋、
水分が染み出る袋、口を縛れない袋、
神戸市の事業系ごみ袋、
他自治体の指定袋



透明または半透明の袋



！回収しません！
中身の見えない袋



延長しました！

2026年6月1日（月）から9月30日（水）まで

※期間終了後は、家庭ごみの指定袋のみの収集に戻りますのでご注意ください。

期間に変更がある場合は、改めて市ホームページでお知らせします。

例年以上の製造が行われております。家庭ごみの指定袋、指定袋以外の透明または半透明の袋（代替袋）について、過度な購入はお控えいただくようお願いいたします。

問い合わせ 神戸市お問い合わせセンター

電話 | 0570-083330 または 078-333-3330

FAX | 078-333-3314

措置の詳細は↓

